

【1】支援金の目的と対象となる施設・事業所

番号	項目	質問内容	回答
1	目的	支援金の目的は？	物価高騰対策の影響を受けている介護サービス施設、事業所の内、介護報酬や補助の単価が公定単価で定められているため、物価高騰に伴うそれらの改定が速やかに実施されない施設・事業所に対する支援が目的です。ただし、より物価高騰の影響を受けやすい施設・事業所に重点を置いているため、一部対象となっていない事業所があります。
2	対象施設・事業所	支援金の対象施設・事業所は？	貴法人が静岡県内で運営する介護サービス施設・事業所の内、支援金交付要綱に記載された要件を充足するものが対象となります。
3	対象施設・事業所	併設型短期入所生活介護事業所が単独型短期入所生活介護事業所と異なり単独で支援の対象となっていない理由は？	支援金は、より物価高騰の影響を受けやすい施設・事業所に重点を置いているため、小規模な施設・事業所に手厚い制度としており、一定規模以上の施設・事業所については、支援金の上限額が設けられています。そこで、併設型短期入所生活介護事業所については、定員が100人を超える入所施設との公平を図るため、定員を本体施設と合算して取り扱うこととしています。
4	対象施設・事業所	指定管理事業所で、指定管理料の支払を受けていない事業所も、今回の支援金の対象外になるのか？	指定管理制度において、食材料変動等のリスクは一定範囲以上の変動については設置者である自治体が負担することが妥当とされていることから、県の支援より先に当該施設の設置者である市町の対応が優先されるべきものであり、設置者から指定管理料の支払を受けていない場合であっても、本支援金の対象外です。
5	対象施設・事業所	短期入所療養介護事業所が対象となっていない理由は？	短期入所療養介護事業所は、指定事業所が2つだけ（内訳：介護老人保健施設1、保険医療機関1）であり、他は介護保険施設（介護老人保健施設、介護医療院）と保険医療機関のみなし指定事業所です。保険医療機関に対する支援の必要性については、所管する部局で検討することであるため、支援の対象外としました。また、介護保険施設の短期入所療養介護事業所については、ほとんどが空床利用であるため支援の対象外としました。
6	対象施設・事業所	政令市（静岡市、浜松市）内に所在する軽費老人ホームは対象にならないのか。	政令市（静岡市、浜松市）内に所在する軽費老人ホームは対象となりません。
7	対象施設・事業所	旧一部ユニット型の介護老人福祉施設で同一建物内に従来型とユニット型の施設があるが、それぞれの施設毎に支援金の対象となるのか。	旧一部ユニット型の介護老人福祉施設で従来型施設とユニット型施設を併せて運営している場合は、それぞれの施設毎に支援金の対象となります。交付限度額もそれぞれの施設毎に適用されますので、申請する際は別施設として定員を分けて記載してください。
8	対象施設・事業所	上記のような旧一部ユニット型の介護老人福祉施設で短期入所生活介護事業所を併設しているが、従来型施設とユニット型施設のどちらの施設の併設事業所として考えたら良いか。	併設短期入所生活介護事業所が従来型であれば従来型施設の併設事業所として、併設短期入所生活介護事業所がユニット型であればユニット施設の併設事業所として扱ってください。

9	対象施設・事業所	介護老人保健施設で併設短期入所療養介護事業所は対象外となるが、短期入所生活介護事業所を併設している場合は対象になるか。	介護老人保健施設で短期入所生活介護事業所を併設している場合は対象になります。この場合、申請の際は介護老人保健施設の定員と併設短期入所生活介護事業所の定員を合算して申請額（支援金上限額）を算定します。
10	対象施設・事業所	令和7年7月には事業を行っていたが、申請時に廃止しており、新たに他の事業者が引き継ぎ、指定を受けて事業を行っている場合は対象となるか。	対象となりません。
11	対象施設・事業所	空床型の短期入所生活介護事業所は対象とならないのか。	空床型の短期入所生活介護事業所は対象外です。単独型及び併設型の短期入所生活介護事業所についてのみ、支援金の対象になります。（併設型短期入所生活介護事業所については本体施設と定員を合算して算定します。）
12	対象施設・事業所	今回（R7）の単価はどのように算定しているのか。	単価については、消費者物価指数（食材料費）を基に直近公定価格に物価上昇分を反映。（国の酷暑乗り切り支援と同期間7～9月の食材料費分）
13	対象施設・事業所	今回（R7）の支給の対象となる事業所は。	食事サービスを提供している事業所のうち特定入所者介護サービス費の支給対象となる施設種別及び軽費老人ホームを対象としています。具体的には、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム、短期入所生活介護事業所になります。
14	対象施設・事業所	なぜ、特定入所者介護サービス費の支給対象となる施設種別を支給の対象とするのか。	介護保険施設等の居住費（滞在費）と食費については、保険給付の対象外となりますが、低所得者には所得の額に応じた負担限度額が設けられており、負担限度額を超えた分については上限となる基準費用額との差額が「特定入所者介護サービス費」として介護保険から施設等に支払われ、さらに基準費用額を超えた部分は施設の負担となります。こうした利用者に価格転嫁できない部分について、支給の対象としました。
15	対象施設・事業所	軽費老人ホームはなぜ支給の対象とするのか。	軽費老人ホームの食材料費は「生活費」として利用者が負担することとなっており、生活費は国の指針を基に、県の要綱で定めています。軽費老人ホームの入居者は低所得者が主であるため、食材料費高騰分について、利用者に転嫁することを想定した生活費の引き上げは難しいため、支援の対象としました。
16	支援金の金額	金額が少なくないか？	物価高騰が県内の多種多様な事業者を直撃している中において、介護サービス施設・事業所に対する支援金は、特例的なものです。金額については、県の財政状況も踏まえて決まったものであり、御理解をお願いします。
17	支援金の使い道	支援金の使い道について、制限はあるのか？また、それを確認するための資料を提出する必要があるのか？	支援金の使い道は、対象となる施設・事業所に係る物価高騰分の補填全般です。使い道を確認するための資料の提出は、不要です。ただし、本来の使い道以外に利用したことが判明した場合は、支援金の返金を求めることになりますので、注意してください。

【2】支援金の申請手続き

番号	項目	質問内容	回答
1	申請の方法	支援金の支給（交付）申請はどのように行うのか？	・申請は、基本的に法人単位でしか受け付けません。 ・申請者は、県のホームページから指定の申請様式を入手し、必要事項を入力の上、申請受付窓口提出してください。併せて県のホームページに記載されている支援金振込口座に関する書類を提出してください。 ・申請受付窓口への申請書等の提出は、郵送をお願いします。（※郵送のみの受付です。）
2	申請書の作成方法	申請書に押印は必要か？	押印は不要です。
3	支援金の振込口座	支援金の振込口座は運営法人の代表者名義でなければいけないか？	基本的に運営法人の代表者名義としてください。なお、代表者や職員の個人名義の口座への振込には申請法人からの委任状が必要となります。
4	支援金の支払時期	支援金はいつ振り込まれるのか？	おおむね令和8年2月末までに振り込む予定です。

【3】支援金の併給他

番号	項目	質問内容	回答
1	支援金の併給	県内市町によっては、独自に物価高騰対策の補助や支援を行っているところがあるが、それらと県の支援金の併給は可能か？	県としては、併給が可能であると考えています。ただし、補助や支援を行っている市町には、併給の際のルールを決めているところがあるので、各市町の指示に従ってください。
2	支援金の継続予定	支援金は、今後も実施されるのか？	今回の支援金は、物価高騰による激変緩和のためあくまでも特例的に実施するものであり、現時点において今後の実施の予定はありません。